

2012年(平成24年)4月24日 火曜日

Q 従業員20人ほどの会社を経営していますが後継者がいません。会社の事業承継にはどのような方法があるのでしょうか。

A 事業承継には①親族に承継させる方法と②親族以外の者（社内）の役員、従業員らや社外から招聘した者）に承継させる方法③会社売却により承継させるため周囲の理解を得られます。

一般的には周囲の理解を得やすい親族内承継を検討し、親族に適当な後継者がいない場合には親族以外の者への承継、M&Aを検討することになります。方法としては、株式などの売買、贈与による相続で効力を発生させる方法、遺言、死因贈与による相続で効力を発生させる方法、それぞれを複合させる方法があります。

方法（M&A）——があれやすいことや、会社に関する経営者資産の承継を比較的スムーズに行えることなどです。方法としては、株式などの売買、贈与による相続で効力を発生させる方法、遺言、死因贈与による相続で効力を発生させる方法、それぞれを複合させる方法があります。

## 親族内承継など3種類

親族以外の者への承継は、それにより従業員の士気が上がる場合もありますが、承継者の株式買い取りなど資金準備の問題のほか、経営者が金融機関に個人保証をしている場合や経営者が会社関連資産を所有している場合、これらの引き継ぎの検討を要する場合があります。

M & Aのメリットは、經營者が売却益を得られる場合があることなどで、デメリットとして、売却先選定の困難性や、従業員の士気低下の懸念などが上げられます。方法としては株式譲渡、合併、株式交換、事業譲渡、会社分割がありますが、手続きが簡易で経営者が対価を得ることができる株式譲渡が行われる場合が多いです。

事業承継は会社ごとにメリット、デメリットが異なり対応策も違ってくるので、弁護士など専門家に相談されることをお勧めします。